

広野町農業委員会議事録

1 開催日時 令和8年7月15日(水)
午前10時00分から午前10時35分

2 開催場所 広野町役場3階全員協議会室

3 出席委員

【農業委員】 8名

4番 会長 鈴木 利令

1番 委員 猪狩 和也

3番 委員 大和田 幹雄

6番 委員 矢内 豊

8番 委員 塩 能武

2番 委員 根本 一夫

5番 委員 中島 武

7番 委員 青木 秀一

【推進委員】 3名

1番 委員 北郷 昌市

3番 委員 猪狩 仁史

2番 委員 猪狩 清

4 欠席委員

0名

5 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議事

議案第3号 福島復興再生特別措置法第17条の28第3項に基づく
農用地利用集積等促進計画(案)に係る諮問について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項
に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る諮問
について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 根本 明和

7 会議の概要

事務局	それでは、出席予定の委員の皆様おそろいですので、7月の 広野町農業委員会会議を開催いたします。
議長	まず、はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。 (会長あいさつ) それでは直ちに会議に入ります。 本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員3名、欠席者は おりませんので、会議規則第7条の規定により本会議は成立い たします。 つづいて、議事録署名人を会議規則第16条の規定により指 名いたします。7番青木秀一委員、8番塩能武委員の2名を指 名いたします。 ただ今より、議事に入りますが、議案第3号については、1 番推進委員本人を含む案件となりますのでご退席願います。 議案第3号について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 議案第3号福島復興再生特別措置法第17条の28第3項に基づ く農用地利用集積等促進計画(案)に係る諮問について。福島 復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第17条の28第 3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の変更に係る諮問 があったので、意見を求める。令和8年7月15日提出、広野 町農業委員会会長鈴木利令。
議長	1貸出人住所氏名2借受人住所氏名3受手者住所氏名を朗 読。4借り受ける農地 所在地:大字上北迫字鶴ヶ崎182番 地外40筆合計面積66,913㎡。6諮問の内容 基盤整備 工事の換地完了に伴う本地番への変更により、農用地利用集積 等促進計画に変更が生じることから意見を求められておりま す。
5番農業委員 議長	議案第3号の内容等の説明が終了いたしました。 皆様からご質疑、ご意見等賜ります。 意見とはどのようなことを求めているのか。 事務局の説明を求めます。

事務局	農用地利用集積等促進計画の中に位置づけられている、受け手となる農業者等について、効率的な農地利用や常時農作業に従事し、継続的・安定的に農業経営を行うと認められるかを判断するもので、記載の農業者等に問題があるかを審議願います。
議 長	その他ありますか。 (なしの声あり)
議 長	質疑を打ち切り、本案について、異議の無い旨、答申することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 よって議案第3号福島復興再生特別措置法第17条の28第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る諮問については、異議の無い旨、答申することに決定いたしました。 ここで、1番推進委員の着席を認め、次の議案第4号については、6番農業委員の親族を含む案件となりますので、退席願います。 次に議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る諮問についてを議題といたします。 事務局から説明願います。
事 務 局	議案書3ページをお開きください。 議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る諮問について。 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の変更に係る諮問があったので、意見を求める。令和8年7月15日提出、広野町農業委員会会長鈴木利令。 1貸出人住所氏名 2借受人住所氏名 3受手者住所氏名を朗読。4借受ける農地 所在地:大字折木字亀ヶ崎70番地A外21筆合計面積38,499㎡。6諮問の内容 受手者の変更により、農用地利用集積等促進計画に変更が生じることから意見を求められております。

議 長	議案第 4 号の内容等の説明が終了いたしました。 皆様からご質疑、ご意見等賜ります。
7 番農業委員 議長	議案 3 号との違いは何ですか。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 3 号は、広野町内で圃場整備事業を実施し、各地区で換地作業をしていますが、交付金の根拠が福島復興再生特別措置法に基づいています。仮地番で促進計画が策定されていましたが、換地完了に伴い、仮地番から本地番への変更をする内容となります。 議案第 4 号は、農地中間管理事業の推進に関する法律となり、圃場整備事業とは関係なく、農地中間管理事業として、受手者の変更をするものとなります。 関連する法律のうち上位法に基づき事務処理をするため、法律が異なりますが、促進計画の性質は同一のものです。
議 長	その他ありますか。 (なしの声あり)
議 長	質疑を打ち切り、本案について、異議の無い旨、答申することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 よって議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る諮問については、異議の無い旨、答申することに決定いたしました。 ここで、6 番委員の着席を認めます。 本日上程された議案につきましては、以上で終了いたします。 以上をもちまして本日の全日程が終了いたしました。 それでは、閉会のことばを、職務代理者よりお願いいたします。

職務代理者	集中審議、お疲れ様でした。これを持ちまして7月の会議を閉会といたします。
-------	--------------------------------------

令和8年7月15日

広野町農業委員会議長 鈴木 利令 様

7番農業委員 青木 秀一



8番農業委員 塩 能武

